

(請求人) 様

名古屋市監査委員	金 庭 宜 雄
同	塚 本 つよし
同	小 林 史 郎
同	大 橋 正 明

### 名古屋市職員措置請求について (通知)

令和 8 年 1 月 29 日に提出された 7 監管第 110 号の名古屋市職員措置請求について、下記のとおり決定しましたので通知します。

#### 記

#### 1 結 論

本請求は、地方自治法第 242 条第 1 項の請求要件を欠いており、これを却下する。

#### 2 理 由

本請求は、東区役所の整備計画に関して、以下のとおり主張し、同計画の詳細な具体的内容及び判断根拠となる関連資料の開示、監査の実施並びに監査結果及び判断理由を請求人に対し書面で通知することを求めるものである。

- (1) 東区役所整備計画の策定、推進過程における契約、委託、支出、説明会開催費等個別的公金支出の違法性、妥当性について具体的な判断を求める
- (2) 東区役所整備計画は「最少の経費で、最大の効果を挙げる」という行政経営の基本原則に抵触する疑義があり、これらの検証を行うことは監査委員会の責務である。よって、監査委員会の見解を求める
- (3) 東区役所整備計画は、単なる財務会計行為にとどまらず、行政運営上の方針決定や地方自治法第 199 条第 7 項に基づく業務監査として検証を行うことが適切である。したがって、業務監査の実施を求める

ところで、地方自治法に規定されている職員措置請求（以下「住民監査請求」という。）は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計

行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合に、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止する等の措置を請求することができる制度である。

また、住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、地方公共団体の執行機関又は職員による個別具体的に特定された財務会計行為等の違法性又は不当性を具体的に摘示し、その事実を証する書面を添付しなければならないとされている。

本請求における主張のうち (1) について、請求人は、東区役所整備計画の策定、推進過程における契約、委託、支出、説明会開催費等個別的公金支出の違法性及び妥当性についての具体的な判断を求めると主張するのみで、財務会計行為等の違法性又は不当性について何ら摘示していない。

(2) 及び (3) について、請求人は、財務会計行為等を具体的に特定していないが、請求書全体の記載から、いずれも (1) の支出を請求の対象としたものと解することができる。しかしながら、仮にそのように解するとしても、(2) について、請求人は、東区役所整備計画について「最少の経費で、最大の効果を挙げる」という行政経営の基本原則に抵触する疑義があると主張するのみで、これは私見を述べているに過ぎず、財務会計行為等の違法性又は不当性について具体的に摘示しているとは言えない。また、(3) について、請求人は、東区役所整備計画について地方自治法に基づく業務監査として検証を行うことが適切であると主張するのみで、財務会計行為等の違法性又は不当性について何ら摘示していない。

よって、本請求は、地方自治法第 242 条に規定する住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局管理課)